

## 1 市町村都市計画マスタープランの概要

市町村都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都市全体や地区別の将来像を示し、土地利用をはじめとした分野別の整備方針を定めるなど、個別・具体の都市計画を行うための基本的な指針として定めるものです。

また、市町村都市計画マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン、議会の議決を経て定められた市町村の基本構想に即したものとすることとされています。

さらに、市町村都市計画マスタープランと立地適正化計画は調和が保たれたものでなければならないとされており、立地適正化計画中の基本的な方針は、市町村都市計画マスタープランの一部とみなすとされています。

## 2 鶴ヶ島市都市計画マスタープランの一部改訂の趣旨

鶴ヶ島市の都市計画マスタープランは、平成15年12月に策定され、これまで市の基本構想の策定に整合させるよう2回にわたって改訂されてきました。

本年度（令和2年）にこのマスタープランの計画期間が満了することや、上位計画である第6次鶴ヶ島市総合計画や鶴ヶ島市立地適正化計画が令和2年3月に策定されたことから、これら計画等に対応した見直し（第三次改訂）を行うこととしました。

### 【即して定めなければならない上位計画】

- 第6次鶴ヶ島市総合計画（令和2年3月策定）
- 坂戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成29年1月27日告示）

### 【調和・みなし規定がある計画】

- 鶴ヶ島市立地適正化計画（令和2年3月策定）



現在の鶴ヶ島市都市計画マスタープランの骨格や都市づくりの方向性、地区づくりの目標等は踏襲しつつ、計画期間を10年間延長し、これらの計画に対応した一部改訂を行うものです。

## 3 改訂の内容・理由（分類）

- ①上位計画等（第6次鶴ヶ島市総合計画、鶴ヶ島市立地適正化計画等）との整合性を確保するため
- ②市の関連施策との整合性を確保するため
  - （例）・企業誘致に向けた都市計画制度の活用（都市計画法34条12号）
  - ・藤金土地地区画整理事業の見直し
  - ・都市計画道路の見直し
- ③都市計画運用指針との整合性を確保するため
- ④統計数値等の時点修正
  - （例）・人口や土地利用の状況等
- ⑤状況の変化に応じた文言や図の修正
  - （例）・都市計画道路や土地地区画整理事業の進捗等
- ⑥誤字等の修正

## 4 今後のスケジュールについて（予定）

時 期	内 容
令和2年12月23日	・都市計画審議会にて素案の説明
令和3年 1月〇〇日	・部長会議にて素案の説明
令和3年 1月〇〇日	・全員協議会にて素案の説明
令和3年 2月〇〇日 ～令和3年 3月〇〇日	・市民コメントの実施
令和3年 3月	・庁内調整会議（第3回） ・都市計画審議会への諮問 ・市長決裁